

## 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和5年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 64,115百万円

### 1. 社会保障施策の充実(48,361百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 育て	子ども・子育て支援給付費	38,855	0	0	27,354	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	5,797	0	29	4,149	1,619
	児童保護措置費	5,737	2,828	19	326	2,564
高の 等無 教償 育化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	146	0	0	146	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	3,158	1,579	0	1,579	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	82,137	0	0	950	81,187
	国民健康保険助成費	49,199	0	0	3,825	45,374
	難病等対策費	5,799	2,873	0	2,847	79
	地域医療総合確保事業費	4,301	2,838	56	1,407	0
	介護給付費負担金	64,641	0	0	3,905	60,736
	介護保険地域支援事業交付金	4,338	0	0	482	3,856
	地域介護総合確保事業費	4,492	3,126	0	1,366	0
	診療報酬の充実	25,039	5,225	4	25	19,785
合 計	293,639	18,469	108	48,361	226,701	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみ事項は、「診療報酬の充実」に計上。

### 2. 社会保障施策の充実以外の使途(15,754百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。